福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル 【資料編】

Ver.1



2023年8月

目 次

1. カードの甲請時に収	∅要ん書類	3
必要な書類一覧		3
必要な書類(1)	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書	4
必要な書類(2)	顔写真	5
必要な書類(3)	個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書	6
必要な書類(4)	本人確認書類	
必要な書類(5)	通知力ード	8
必要な書類(6)	通知力ード紛失届	8
必要な書類(7)	住民基本台帳カード(住基カード)	9
必要な書類(8)	住民基本台帳カード返納(廃止)届	9
必要書類チェックリ	Jスト	
ク カードの交付時に応	必要な書類	11
必要な書類(1)	交付通知書	
必要な書類(2)	交付申請者の本人確認書類	
必要な書類(7)	交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料	
必要な書類(8)	代理人の代理権を証明する書類	
必要な書類(9)	代理人の本人確認書類	
	:必要な書類例	
	Jスト	
		00
	爰が必要な方に応じた留意事項 写真	
	与具 害者に対するカードの交付	
	の対応	
(4)点子による記	載の取扱い	22
(参考資料)		
(岁节貝科)		
「マイナンバー マイ	ナンバーカード この2つのちがいは?」	23
「マイナンバーカード	が健康保険証として利用できます!」	27

1. カードの申請時に必要な書類

カードの申請時には次の書類が必要です。

【申請時に共通して必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	個人番号カード交付申請書 兼 電子 証明書発行申請書 (詳細 P4)	マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行を申請する申請書	必要事項を記入ください
(2)	顔写真 (詳細 P5)	マイナンバーカードの券 面用	写真 1 枚を準備ください 裏面に氏名・生年月日を記入し申請書に貼付ください 写真撮影サービスの場合は不要です
(3)	個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 (詳細P5)	暗証番号の設定を依頼す るための申請書	用途を確認の上、暗証番号を記載ください
(4)	本人確認書類 (詳細 P7)	申請者本人であることを 確認するための書類	ご準備ください
(5)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナ ンバーをお知らせするも の	申請時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は(6)通知カード紛失届を作成いただきます。

※(3)~(5)は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(6)	通知カード紛失	通知カード紛失の経緯等	該当者:「(5)通知カード」を紛失した方
	届	を記載する書類	必要事項を記入ください
	(詳細 P8)		
(7)	住民基本台帳力	住所、氏名、生年月日、	該当者:住基カードをお持ちの方
	ード(住基カー	性別、住民票コード等が	返納が必要なため、持参ください。
	ド)	記載された IC カード	
	(詳細 P9)		
(8)	住民基本台帳力	住基カードを返納する際	該当者:住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付
	ード返納(廃	に必要となる書類	を受けたことがある方 (廃止手続済の方を除く)
	止) 届		必要事項を記入ください
	(詳細 P9)		

〇 フォーマットは以下のとおりです。

【手書用】

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

(地	也方公共団体	「情報システム機構 宛)	長宛			
個。	人番号※1	H	# # # # # # # # # # #			
ě	氏名※2				(%	顔写真貼付欄 サイズ (£4.5cm×横3.5cm)
jiwi)	住所※2				• 貞 • 卫 • 夏	表近6ヶ月以内に撮影 E面,無帽,無背景のもの 裏面に、氏名、生年月日 を記入してください。
生	年月日※2		性別※2	男・女		
(HI	氏又は通称 ※2·3					
電記	舌番号※4				外国人住民の 区分	
A	点字※5	点字表記を希望する(最大24文字まで	、濁点等は 1 文字)		在留期間等 満了日の有無	
					在留期間等 満了日	
月月	申請者氏名	に間違いのないことを確認しました 年 月 日 必ずご確認いただき、電子証明書の発行				
*		署名用電子証明書※ 利用者証明用電子証明書 の方、成年被後見人の方には原則発行され	いません 。	利用、住民票の写	しなどのコンビコ -タルへのログイ	イントや健康保険証としての -交付サービス、e-Tax 等の電 ンなど多様なサービスの提供
15 嘉	成未満の方、	成年被後見人の方が申請を行う場合は、	以下に代理人氏名	住所、電話番号、	本人との関係	系を記入してください。
代理人記	ふりがな 代理人 氏名				本人との 関係	
記載欄	代理人 住所	∓ ~		(電話番	号:)
*	申請内容に	不備のある場合は電話で連絡することが	(ありますので、日	中に連絡がつく電	話番号を記入	してください。
事	務処理記載欄					

申請に必要な書類

(2) 顔写真

- 顔写真1枚を準備ください。
- 顔写真の規格は以下のとおりです。

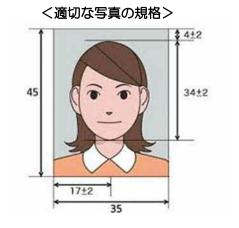
サイズ: 縦 4.5cm×横 3.5cm

最近6ヶ月以内に撮影

正面、無帽、無背景のもの

白黒の写真でも可

○裏面に氏名・生年月日を記入し、交付申請書に貼り付けてください。



<注意>

- 〇 やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合は、交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載いただくことで使用可能です(詳細 P20 参照)。
- ※ 顔写真が規格外(暗い、トリミングができない等)である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

申請に必要な書類

(3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書

○ 暗証番号の規定及び使用用途は以下のとおりです。

対象となる証明書等	暗証番号の規定	使用用途
署名用電子証明書	英数字6文字以上、16文字以下 (英字は大文字、英字と数字を組合わせて設定)	e-Tax などインターネットで電子申告を 行う際などに使用します
利用者証明用電子証明書	数字4文字	健康保険証としての使用のほか、マイナポータルや住民票の写し等のコンビニ交付を利用する際などに使用します
住民基本台帳用 (設定必須)	数字4文字 同じ番号でも可	転入手続きやカードの住所・氏名等の変 更手続きの際などに使用します
券面事項入力補助用 (設定必須)	数字 4 文字	個人番号や基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を確認し、テキストデータとして利用する際に使用します

〇 フォーマットは次のとおりです。

様式第2

	個人番号カード・電子証明書 兼 個人番号カード送付		
△△△△長 様		令和 年	月
個 人 番 号	生年月日 ※1	性別 ※ 1	男・女
氏 名			
住 所			
電話番号			
送付方法	書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる ※通常は本人限定受取郵便に。	る方に限り、書留郵便による送付が可 より送付します。	能です。
個人番号カード 送 付 先 ※2			
住所地において 個人番号カード の送付を受ける ことができない 理由 (※2)			
	ない場合は、生年月日と性別を記載して 以外の地を個人番号カードの送付先とす。 をつけてください。		
設定する	①署名用電子証明書	②利用者証明用電子証明	書
暗証番号	③住民基本台帳用	④券面事項入力補助用	
①署名用電子	証明書	<u> </u>	
暗証番号 ②利用者証明用電	7		
電証番号 ③住民基本台	1/2		
暗証番兒]		
④券面事項入2 暗証番号			
※署名用電子証明 かどうか等を確 ②利用者証明用電子 ※利用者証明用電 る仕組み。 ③住民票コードをラ	書を利用するための暗証番号 目書…インターネットで電子文書を送信す 重認することができる仕組み。 一証明書を利用するための暗証番号 電子証明書…インターネットを閲覧する際 「キストデータとして利用するための暗証 目情報を確認し、テキストデータとして利	などに、利用者本人であることを証明す 番号	
※ 事務処理記載欄	受付担当者	受付年月日	
		令和 年 月	-

受付担当者		受付年			
	令和	年	月	Ħ	

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

申請に必要な書類

(4) 本人確認書類

- 本人確認書類は以下のとおりです。

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(1) 甲の書類2点

⊞

- 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(※1)
- ・個人番号カード ・住民基本台帳カード
- ・在留力ード • 特別永住者証明書
- 一時庇護許可書又は仮滞在許可書

(※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

(2)甲の書類1点+乙の書類1点

Z

- 敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳
- ・ 基礎年金番号通知書 (年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・障害福祉サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証

• 旅券

- 戦傷病者手帳
- 生活保護受給者証
- ・ 住民名義の預金通帳

- ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証 ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- 船員手帳
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
 - 学校名が記載された各種書類

- 民間企業の社員証 • 教習資格認定証
- 学生証 • 検定合格証
- Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (3)「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」しかない場合:次の方法により「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」 で本人確認書類とできますので、市区町村にご相談ください。
- ① 事前に市区町村から住所地あてに「申請が意思に基づくこと等の照会回答書」を送付してもらい、当該回答書 を記載の上、当日提出いただく。
- ② 個人番号通知書・通知カードをお持ちの場合には、当日、市区町村職員が持参した回答書を記載の上、提出い ただく。
- ⑥ 施設入所者の出張申請受付では、施設において交付申請者名簿を作成・市区町村に事前に送付し、当日、市区町 村職員が持参した回答書を記載の上、提出いただく。
- (※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長など(注)が申請者の顔写真を証明した書類を 作成いただくことも可能です。フォーマットは以下のとおりです。

(①が作成する場合) 別紙様式第1-1 個人番号カード顔写真証明書 △△△△長 様 令和 年 月 日 (申請者本人) 氏名 住所 性别 生年月日 男。女 電話番号 私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。 (施設長記載) 施設名 施設の住所 氏名 電話番号

(②が作成する場合)

(介護支援専門員記載) 氏名 (指定居宅介護支援事業者の長記載) 事業者名 事業者の住所 **八名** 電話番号

(③が作成する場合)

(法定代理人記載) 氏名 本人との関係 電話番号

(4)が作成する場合)

(公的な支援機関の職員記載) 氏名 (公的な支援機関の長記載) 支援機関名 支援機関の住所 氏名 電話番号

- (注)個人番号カード顔写真証明書を作成できる者
- ①病院長又は施設長
 - (交付申請者が長期入院している者や介護施設等に入所している者である場合)
- ②ケアマネージャー及び施設長
 - (交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合)
- ③法定代理人(交付申請者が15歳未満の未成年者又は成年被後見人である場合)
- ④公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長

申請に必要な書類

(5) 通知カード

○通知カードは、右図の紙製のカードです。

○通知カードを紛失された方は「(6)通知カード紛失届」を作成下さい。

<おもて>



申請に必要な書類 (6) 通知カード紛失届

〇フォーマットは以下のとおりです。

省略可能です

ALTER DE SALEM		124	通知カー	ード紛失届			
照 入 命 す		· 			4	令和 年	月
(生 所)	個人番号					性別 ※ 1	男・女
電話番号 () 警察署 届け出た 警察署 電話番号 () 一	氏 名						
 紛失の経緯 遺失届を届け出た警察署 電話番号 () 一 遺失届受理番号 ※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。 代理人による届出の場合は、下記に記入してください。 代理人 本人との関係 	住 所						
 遺失届を 届け出た 警察署 電話番号 () ー 遺失届 受理番号 ※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。 代理人による届出の場合は、下記に記入してください。 代理人 本人との関係 	電話番号						
届け出た 警察署 電話番号 () 一 遺 失 届 受理番号 ※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。 代理人による届出の場合は、下記に記入してください。 (代 理 人 本人との関係 住 所	紛失の経緯						
受理番号 ※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。 代理人による届出の場合は、下記に記入してください。 代理人 本人との関係 住所	届け出た						
代理人による届出の場合は、下記に記入してください。 代理人 本人との関係 在 所	遺 失 届 受理番号						
代 理 人 本人との関係 住 所		がわからない場合は、生年	月日と性別を割	記載してくださ	w.		
		Well Asset					
電話番号	代理人による届	出の場合は、下記に記入し	てください。		本人との関係		
	代理人による届代 理 人	出の場合は、下記に記入し	てください。		本人との関係		
※ 事務処理記載欄 受付担当者 受付年月日	代理人による雇 代 理 人 住 所	出の場合は、下記に記入し	てください。		本人との関係		

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。 ・本届出書の提出と同時に個人番号カードの交付申請を行う場合は、「遺失届を届け出た警察署」 及び「遺失届受理番号」の記載を省略することが可能です。

申請に必要な書類 (7) 住民基本台帳カード(住基カード)

- ○住民基本台帳カードは、市区町村が発行する個人の住所、氏名、 生年月日、性別、住民票コード等が記録された IC カードで、市区町村により 券面が異なります。
- ○マイナンバーカードの申請にあたり、返納が必要となります。

<券面イメージ>



申請に必要な書類 (8) 住民基本台帳カード返納(廃止)届

- 〇住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付を受けたことがある方は、作成ください (廃止手続き済みの方を除く)。
- ○住基カードを紛失された方も廃止手続が必要ですので、作成ください。
- 〇フォーマットは以下のとおりです。

下記の理	里由により、住民基 2	本台帳カード	を返納します。	年	月	
住民票コード	12345678900	生年月日 ※			性別 ※	9
氏 名			,			
住 所						
連絡先						

マイナンバーカード申請のため等と記載してください。

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【申請時に共通して必要な書類】

申請者チェック欄	必要となる申請書類	受付者用チェック欄	チェック項目
	(1)個人番号カード交付申請書		必要事項を記入したか
	兼電子証明書発行申請書		顔写真を貼付したか、写真に傷・汚れがないか
	(2)顔写真		顔写真の規格に適合しているか
	(乙) 與爭與		裏面に氏名、生年月日を記入したか
	(3)個人番号カード・電子証明		必要事項を記入したか
	書 暗証番号設定依頼書		規定に沿った暗証番号を記入したか
	音 哈祉笛与政化仪积音		暗証番号に誤りはないか
	(4)本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(5) 通知カード		通知カードを回収したか

^{※(3)~(5)}は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

申請者	必要となる申請書類	受付者用チェック欄	チェック項目
	(6)通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(7)住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(8)住民基本台帳カード返納 (廃止)届		必要事項を記入したか

<申請者連絡先>

(氏名)	(連絡先)

2. カードの交付時に必要な書類

出張申請受付ではなく出張申請サポートの場合は、交付時に次の書類を持参の上、来庁ください。また、代理人が交付を受ける場合には(7)~(9)の書類も必要となります。

【交付時に共通して必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	交付通知書 (詳細 P12)	マイナンバーカードの交 付準備ができたことをお 知らせするはがき 回答書・委任状・暗証番 号設定依頼書も記載	必要事項を記入ください
(2)	交付申請者の本人 確認書類 (詳細 P13)	申請者本人であることを確認するための書類	ご準備ください
(3)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナ ンバーをお知らせするも の	交付時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は(4)通知カード紛失届を作成いただきます。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(4)	通知カード紛失	通知カード紛失の経緯等を	該当者:「(3)通知カード」を紛失した方
	届	記載する書類	必要事項を記入ください
	(詳細 P8)		
(5)	住民基本台帳力	住所、氏名、生年月日、性	該当者:住基カードをお持ちの方
	ード(住基力ー	別、住民票コード等が記載	返納が必要なため、持参ください
	ド)	された IC カード	
	(詳細 P9)		
(6)	住民基本台帳力	住基カードを返納する際に	該当者:住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付
	ード返納(廃	必要となる書類	を受けたことがある方 (廃止手続済の方を除く)
	止) 届		必要事項を記入ください
	(詳細 P9)		

【代理交付の際に追加で必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い	
(7)	交付申請者の出頭 が困難であること を疎明するに足り る資料 (詳細 P15)	交付申請者が窓口へ出頭 することが困難であるこ とを証する書類	ご準備ください	
(8)	代理人の代理権を 証明する書類 (詳細 P16)	委任状等の代理権を証明 する書類	ご準備ください	
(9)	代理人の本人確認 書類 (詳細 P17)	代理人の本人確認を行う ための書類	ご準備ください	

(1) 交付通知書

〇フォーマットは以下のとおりです。

〒102−0082		様式第2			
東京都千代田区一番町25番地	令和 年	月 日			
住民 太郎 様	$\triangle\triangle\triangle\triangle$				
	00 00	印			
マイナンバーカードス	交付通知書・電子証明書発行通知書				
・申請いただいたマイナンバーカードが準備・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自りイナンバーカードの受取にお越しください。	身で住所と氏名を記入の上、A~Cの書類を持参し	<u>、て、マ</u>			
A本通知書(はがき) B通知カード、住民基本台帳カード、マイナン C本人確認書類(以下のアの書類を1点。アネア・マイナンバーカード、運転免許証、パンイー 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、※「氏名十生年月日」または「氏名十住原	がない場合は、イを2点持参してください。) スポート、在留カード など . 学生証 など				
【・15歳未満または成年被後見人の方は、法定 認書類(戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。)	代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類② も持参して、同行してください。	②代理権の確			
△△△△長 宛 マイナンバーカード交付・電子証明書発	令和 年 月 行の申請は、私の意思によるものです。	В			
本人の住所					
本人の氏名					
(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。) ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。 ※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。					
私は、下記の者を代理人として、マイナン	バーカード・電子証明書の受領権限を委任します。				
代理人の住所					
代理人の氏名					
①署名用電子証明書暗証番号(大文	(字英字・数字混合6~16文字)				
②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)					
③住民基本台帳用暗証番号(数字4					
③住氏基本古帳用暗証番号(数子44 ④券面事項入力補助用暗証番号(数		で も 可			
1					

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト(XXXX®XXXXXX)をご覧いただくか、コールセンター(XXXX-XXXXXX)または 市町村にお問い合わせください。

法定代理人以外の代理人が交付を受ける場合には、暗証番号に隠蔽シールを貼る等、 暗証番号をみだりに他人に知られないようご留意ください

交付に必要な書類

(2) 交付申請者の本人確認書類

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

【本人が来庁する場合】

①甲の書類2点

- •身体障害者手帳 •精神障害者保健福祉手帳 •療育手帳
- 運転経歴証明書(※1)旅券 • 運転免許証
- 個人番号カード ・住民基本台帳カード
- ・在留カード • 特別永住者証明書
 - 一時庇護許可書又は仮滞在許可書

(※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点+乙の書類1点

Z

- 敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳
- ・ 基礎年金番号通知書 (年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- 障害福祉サービス受給者証 自立支援医療受給者証

- 戦傷病者手帳
- 生活保護受給者証
- ・住民名義の預金诵帳

- ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
- 児童扶養手当証書
 - 特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳

- 子ども医療費受給者証 ・ 各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- 船員手帳
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- 学生証

・ 学校名が記載された各種書類

- 教習資格認定証
- 検定合格証
- 甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

③交付通知書※+甲の書類1点

※交付通知書裏面の回答書を記入したもの

④交付通知書※+乙の書類2点

⑤交付通知書※+乙の書類1点+丙の書類1点

丙

- (A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書
 - ・健康保険の保険料
- 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- ・後期高齢者医療制度による保険料 ・介護保険の保険料

• 労働保険料

- 国民年金の保険料
- ・農業者年金の保険料
- 厚生年金保険の保険料
- ・船員保険の保険料
- ・ 国家公務員共済組合法の規定による掛金
- ・地方公務員等共済組合法の規定による掛金
- ・私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ・ 恩給法第59条 (恩給納金) の規定による納金
- (C) 公共料金の領収証書・検針票
- ※本人又同一の世帯に属する方に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の 押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるもの

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合には、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作 成いただくことも可能です。詳細はP7をご覧ください。

【代理人が来庁する場合】

①甲の書類(1点以上)又は乙の書類(顔写真付きのものに限る)を合計2点以上

⊞

- 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(※1) 旅券
- ・個人番号カード ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- 特別永住者証明書
- 一時庇護許可書又は仮滞在許可書

(※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

Z

- 敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳
- ・ 基礎年金番号通知書 (年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 自立支援医療受給者証
- 戦傷病者手帳
- 生活保護受給者証
- ・住民名義の預金通帳

- ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳

- 子ども医療費受給者証 ・ 各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- 船員手帳 ・民間企業の社員証
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- 学生証

・ 学校名が記載された各種書類

- 教習資格認定証
- 検定合格証
- 甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

②甲の書類+乙の書類

③乙の書類(写真付きのものに限る)+左以外の乙の書類2点

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作成い ただくことも可能です。詳細は P7 をご覧ください。

交付に必要な書類 (7) 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料

- 〇 カードの取得に課題がある方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付けで代理交付の見直しを行いました。
- その中で、疎明資料についても以下のとおり、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。

	疎明資料
施設入所者	入所証明書類、★施設長が作成する顔写真証明書
要介護•要支援認定者	★介護保険被保険者証、認定結果通知書、
	★ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
障害者	★障害者手帳、★障害福祉サービス受給者証、★自立支援医療受給者証
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、
	★病院長が作成する顔写真証明書
75 歳以上の高齢者	実質不要 ※(2)本人確認書類で確認可能です
	(委任状に出頭困難である旨の記載があれば可能です)
成年被後見人	実質不要 ※(8)代理権を証する書類で確認可能です
被保佐人、被補助人	実質不要 ※(8)代理権を証する書類で確認可能です
社会的参加を回避し、長期にわたっ	左の状態にある本人について公的な支援機関に相談していることを当該支
て概ね家庭にとどまり続けている状	援機関の職員が証する書類、★左について相談している公的な支援機関の
態であるなど客観的状況に照らして	職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書
出頭が困難であると認められる者	
中学生、小学生及び未就学児	実質不要 ※(2)本人確認書類で確認可能です
高校生•高専生	★学生証、★在学証明書
妊婦	★母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学している者	査証のコピー、留学先の学生証のコピー

★は本人確認書類としても使用できる書類です

交付に必要な書類

(8)代理人の代理権を証明する書類

○ 次のいずれかの書類を準備ください。

	代理人の代理権を証明する資料	
法定代理人	戸籍謄本その他その資格を証明する書類(注1)	
法定代理人以外の者	委任状((1)交付通知書に記載された委任状で可能です)や保佐人及び	
補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の		
	を確認する資料	

- (注1)交付市区町村が本籍地市区町村であり、市区町村が法定代理人であることを確認できる場合は、書類の提示を省略することができます。
- (注2) 交付申請者が 15 歳未満の者及び成年被後見人である場合には、法定代理人から委任を受けた代理人 (復代理人) が代わりにマイナンバーカードの受け取りを行うことが可能です。

この場合、法定代理人であることを確認できる戸籍謄本や成年被後見人であることを確認できる書類とあわせて、法定代理人から復代理人に宛てた委任状などの復代理人の代理権を確認するに足りる書類が必要です。

また、復代理人の本人確認書類として(9)に掲げる書類を持参してください。

交付に必要な書類

(9) 代理人の本人確認書類

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

①甲の書類2点

⊞

- 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(※1)
- ・個人番号カード ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- 特別永住者証明書
- 一時庇護許可書又は仮滞在許可書

(※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点+乙の書類1点

Z

- 敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳
- ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・障害福祉サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証

• 旅券

- 戦傷病者手帳
- 生活保護受給者証
- 住民名義の預金通帳

- ・個人番号カード顔写真証明書
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳

- ・子ども医療費受給者証 ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- 船員手帳
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- 学生証

・ 学校名が記載された各種書類

- 教習資格認定証
- 検定合格証
- 甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

③甲の書類1点+以下の措置

※措置内容:暗証番号の入力、IC チップの中身の確認又は住民基本台帳の情報に基づく聴聞

(参考) 代理交付に必要な書類例

代理交付に必要な書類のうち、交付申請者の本人確認書類、出頭が困難である疎明資料、代理権を証明する書類について、次のとおり書類例を示しますのでご参考ください。

詳しくは、市区町村にご相談いただければと思います。

(1) 交付申請者が施設入所者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証+乙 個人番号カード顔写真証明書+乙の書類(介護保険証等)
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

(2) 交付申請者が要介護・要支援認定者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証+乙 個人番号カード顔写真証明書+乙 介護保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

(3)交付申請者が障害者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲 障害者手帳+乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の障害者手帳で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

(4) 交付申請者が長期入院者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙健康保険証+乙個人番号カード顔写真証明書+乙の書類(医療受給者証等)
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

(5) 交付申請者が75歳以上の高齢者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類(運転免許証、旅券等)+乙の書類(健康保険証、年金手帳等)
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要(①で確認) ※委任状に出頭困難である旨を記載
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

(6) 交付申請者が成年被後見人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類(精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)+乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要(③で確認)
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書の代理行為目録

(7) 交付申請者が被保佐人・被補助人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類(精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)+乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要(③で確認)
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書の代理行為目録

(8) 社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観 的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証+乙 個人番号カード顔写真証明書+乙の書類 (預金通帳等)
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状(交付通知書に記載)

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【交付時に共通して必要な書類】

申請者チェック欄	必要となる申請書類	受付者用チェック欄	チェック項目
	(1)交付通知書		必要事項を記入したか
	(2)本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(3)通知カード		通知カードを回収したか

【該当者のみ必要な書類】

申請者チェック欄	必要となる申請書類	受付者用チェック欄	チェック項目
	(4)通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(5)住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(6)住民基本台帳カード返納 (廃止)届		必要事項を記入したか

【代理交付の際に追加で必要な書類】

申請者チェック欄	必要となる申請書類	受付者用	チェック項目
	(7) 交付申請者の出頭が困難で あることを疎明するに足りる 資料		必要な書類は揃っているか
	(8) 代理人の代理権を証明する 書類		必要な書類は揃っているか
	(9)代理人の本人確認書類		必要な書類は揃っているか

<申請者連絡先>

(氏名)	(連絡先)

3. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

これまで周知している内容の詳細は以下のとおりです。

(1) 交付申請者の写真

マイナンバーカードの交付申請時に添付する交付申請者の写真については無帽、正面、無背景が原則となっていますが、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方については、以下の対応をしていただくことで使用を認めています。

- 1 対応方法
- ① オンラインによる申請

マイナンバー総合フリーダイヤル(O120-95-O178)に電話し、具体的な理由とともに 交付申請者の申請書 ID を伝える。

- ② 郵送による申請 交付申請書の表面の氏名欄に、具体的な理由を記載して、交付申請書を送付する。
- ③ 窓口による申請

市区町村から機構の住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスク(O570-666-535) に、具体的な理由とともに交付申請者の申請書 ID を連絡する。

- ※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。
- 2. 使用可能な写真として認められる場合の参考例(以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。)
- ① 宗教上の理由の場合

ターバン、ヒジャブ等を着用しているが、顔の器官が判断できる場合(ただし、宗教上の服装と判断できないものは除く)

② 医療上の理由の場合

医療器具※と判断できる場合

- ※ 車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団(寝たきりの場合)、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等
- ③ 乳幼児の場合

口を開けている、舌を出している、人の手または物体が写りこんでいるが顔の器官すべてが確認できる、よだれ・涙・食べかすが付いている場合

④ 障がいのある方の場合

事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障がいを理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

⑤ 寝たきりの方の場合

枕やシーツ等が写りこんでいる場合

※令和5年3月29日付け事務連絡「マイナンバーカードの交付申請時にやむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方への 対応について」より

(2) 知的・発達障害者に対するカードの交付

知的・発達障害のある交付申請者が、マイナンバーカードの交付のため出頭したところ、十分なサポートや説明が受けられず、暗証番号の設定ができなかったことから、マイナンバーカードの交付を受けられなかったという事態が生じているとの報告があったことから市区町村において下記の対応を行って頂くこととしています。

- 1 知的・発達障害者は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、暗証番号の入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、暗証番号の設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧に対応すること。
- 2 交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること(すなわち被保佐人又は被補助人であること)が確認された場合でも、被保佐人及び被補助人については民法に定める特定の行為を除き、単独で法律行為を行うことが可能であり、本人の意思確認を行った上で、直接、マイナンバーカードの交付を行うことは可能であることから、1のとおり丁寧な対応や説明を行うこと。
- 3 <u>丁寧に説明を行ったとしても、交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認め</u> られる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えないこと。

※令和3年6月30日付け事務連絡「知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について」より

(注) 本編P7のとおり、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定しています。

(3) 視覚障害者への対応

市区町村における視覚障害を有する者への対応については、下記に留意の上、対応を行って頂くこととしています。

- 1 視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するためではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第20条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。
- 2 個人番号の記載を求めることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。

※平成28年1月15日付け事務連絡「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」より

(4) 点字による記載の取扱い

マイナンバーカードの交付申請書等には、申請者自身の申請意思及び申請内容を確認するための自署欄が設けられており、自署欄への署名又は記名押印が必要となっているところ、点字による記載のあるものについて、下記のとおり取扱うこととしています。

1 交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として取扱い、併せて押印があれば有効な申請として受け付けること。

マイナンバーカードの交付申請書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(以下「カード省令」という。)(平成 26 年総務省令第 85 号)第 20 条の規定より「署名又は記名押印」が必要となる。点字は筆跡鑑定が出来ず本人性の確認ができないことから、署名とするのは困難である。一方、記名には明確な定義はないものの、申請受付者において確認できる文字であるか否かが記名として認められるかを判断するにあたり重要であるところ、マイナンバーカードの申請受付は、カード省令第 35 条に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が、全市区町村からの委任を受けて、一括して行っていることに鑑み、J-LIS の審査体制を強化することにより、点字を記名として認め、点字審査を実施することとする。

2 交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても記名として取扱い、併せて押印があれば有効として認めること。

<u>交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として認めることを踏まえ、交付通知書兼</u> 回答書の自署欄に記載された点字についても、同様に記名として認める。

一方、「交付通知書兼回答書」における「署名又は記名押印」は、市区町村の窓口における審査体制が一様ではないことから、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することとして差し支えない。

- 3 以下について留意すること。
 - マイナンバーカードの交付申請書の自署については、交付通知書兼回答書と同じく、介助者及び職員等の代筆の上、本人が押印したものについても、これまで通り有効なものとして認められること。
 - <u>点字自体は正しい表記であるが記載位置が自署欄外にある場合については、それのみで</u> 不備扱いとはしないこと。
 - 「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」(平成 28 年1月 15日付け事務連絡)について、改めて内容を確認の上、十分に配慮し、引き続き適切に対応すること。

※平成 28 年 11 月1日付け総行住第 208 号「個人番号カードの交付申請書等の自署欄への点字による記載の取扱いについて」より



マイナンバー&マイナンバーカードの違いって?



マイナンバー

マイナンバーカ・



12ヶタの **番号そのもの**



引越・転職・結婚でも変わらないよ

マイナンバーが記載された **ICチップ付きのカード**



氏名、住所、性別、生年月日、顔写真も 載ってるよ

誰が持ってるの?

日本に住民票がある人

全員



日本に住民票がある外国人の方も 持っているよ 日本に住民票がある人のうち、
交付申請をした人



お住まいの市区町村で無料で交付して いるよ

何に使うの?

行政手続の

早く正確な事務処理に

マイナンバーを使うメリット

- ・みなさんの行政手続がラクに!!
- ・行政の事務処理がスムーズに!!
- ・必要な人に必要な支援がいきわたる!!
- 利用範囲は「社会保障・税・災害対策」に限定

①マイナンバーの =====

証明に

②本人で あることの証明 _に



本人確認書類として使えるよ





行政手続に使うから 役所、勤務先、金融機関などで マイナンバーを提示するんだね

そのときは「正しいマイナンバー」を 「本人」が提示しているかを確認するよ!





だからマイナンバーカードなのさ! この2つの証明が1枚でできるよ!

これがマイナンバーカードだ!!



♠ おもて面は、対面での本人確認書類に!



いろんなところで使えるよ!

- レンタルショップ
- イベント会場 等



マイナンバーの提示 (in ICチップの「電子証明書」は おもて面とセットで "デジタルの本人確認書類"



ICチップに記録された 「電子証明書」でオンラインでも 安全・確実に本人確認を行えるよ

くらしを便利に!マイナンバーカード!!

各種証明書を コンビニで取れる!



- ※市区町村によってサービス 内容が異なります。
- ※毎日6:30~23:00 までとなります。

スマホ・パソコン でラクラク

- 子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・特定健診情報や、薬剤情報、 医療費通知情報が確認できる。
- マイナポータルから公金受取口座の登録ができる





ポイントで買い物ができる! 2022年1月から実施!

2022年1月から実施! 新規取得等で5,000円相当 のポイントがもらえる!

健康保険証利用申込みと 公金受取口座登録で それぞれ7,500円相当の ボイントももらえるよ!



健康保険証としても 使えるように なったよ!

※使える医療機関等は こちらを チェック



民間の オンラインサービス でも使える!

ICチップの電子証明書で本人確認ができる! 書類郵送などの手間がかかりません!



社員証としての 利用も!

民間企業の 社員証としての活用も 広がっています。



スマホで、 マイナポータルでの 電子申請が もっと便利に!

マイナンバーカードを読み取れる スマートフォンの機種が 今後ますます増えます。

マイナンバーカード読み取りに対応 しているスマートフォンの機種確認は こちらから



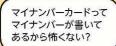
e-Taxも、もっと便利に!

PCと
ICカードリーダライタが
なくても、
いつでもどこでも、
スマートフォンで
所得税申告ができます。



マイナンバー& マイナンバーカード **よくある**誤解

マイナンバーを見られたら大変なことに…!?









●なりすまし防止対策

マイナンバーを使う手続では 顔写真付きの本人確認書類を用いた 本人確認が義務 11





他人が使えないように

゜の中にたくさんの情報が…!?

でも、ICチップに 知られたくない 個人情報がたくさん 入ってそうじゃない?





●IC チップに入っている情報

①氏名、住所、性別、生年月日、顔写真マイナンバー…⇒券面に記載の情報 2 電子証明書

●さらに安全対策

1情報を利用するには暗証番号が必要 2不正に情報を読み出そうとすると IC チップが壊れる仕組み!

税や年金などの プライバシー性の 高い情報は 入っていないよ

> 安全対策も バッチリなんだー 知らなかった!

ا ا

③マイナンバーで監視される…!?

でも、そもそも マイナンバーって国が 国民を監視する仕組み じゃない?





●監視できる仕組みではない

マイナンバーで情報を1ヶ所に集めて監視することを禁止(マイナンバー法)



【分散管理】



例えば、銀行に マイナンバーを提示 しても、国に預金 情報が知られる わけではないよ

â

安心! 知らなかった!

マイナンバーについてのお 合 せ



■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

050-3818-1250

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

Inquiries about Notification Card and Individual Number Card

0120-0178-27

平 日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

紛失・盗難によるマイナンバーカードの 一時利用停止については24時間365日受付





マイナンバーカードが



1 マイナンバーカードを カードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。





2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子 証明書により医療保険の資格をオンラインで 確認します。

⋒ → 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認付きカードリーダーでできます。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、 行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

健康保険証として利用できます!



どんないいことが? フラのメリット

1

より良い医療が可能に!

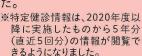
本人が同意をすれば、初めて の医療機関でも、特定健診 情報や今までに使った薬剤 情報が医師等と共有でき、 より適切な医療が受けられ るようになりました。



※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報 が閲覧できるようになりました。 OINT

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。







MINO

オンラインで 医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。

4

手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。 ※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



医療保険の 資格確認が スムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



医療費の 事務コストの 削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



7

健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康 保険証としてずっと使うことができます。

医療保険者が変わる場合は、 加入の届出が引き続き必要 です。



よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが 不安です



マイナンバーカードを 持ち歩いて大丈夫なの?

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。 もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。 健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。

落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。





どこで利用できるの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です!利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



ステッカー







厚生労働省のホームページでも 利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平 日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による マイナンバーカードの -時利用停止については 24時間365日

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

その他のお問合せ

050-3818-1250

050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードの ↓申請方法はこちら↓





https://www.kojinbango card.go.jp/kofushinse/